

令和3年3月25日

「観音寺市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）」についての
パブリック・コメント手続実施結果

令和3年1月18日から令和3年2月17日までの31日間「観音寺市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）」について実施したパブリック・コメント手続では、1人から23件の意見をいただきました。ご意見をいただきありがとうございました。

これらの意見について、内容を要約して整理し、それらに対する市の考え方とあわせて以下に示します。

今後とも市政につきまして、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

○意見を募集した施策等：「観音寺市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）」

○提出意見　　〈意見の提出者数〉 1名　　〈意見の数〉 23件
 〈意見の提出方法〉 持参 1名

※ 提出いただいたご意見は、趣旨を変えない範囲内で、簡略化または文言等の調整をしています。また、内容が類似しているご意見につきましては、まとめて1件分として市の考え方を示しています。

No.	該当箇所	ご意見（要約）	意見に対する市の考え方
1	計画全体	「介護人材の確保及び資質の向上」に関する施策展開の詳述を求める。	ご指摘の施策について、P28及びP86の記述内容を見直します。
2		「有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅」に関するサービス基盤整備施策の詳述を求める。	ご指摘の施策については、P76でお示ししていますが、ご意見を踏まえ、記述内容を見直します。
3		災害や感染症に対する施策の詳述・明記を求める。	災害に対する施策はP82、感染症に対する施策はP83でそれぞれお示ししているとおりです。

4		第8期計画の施策について、第7期計画からの継続性・不継続性が比較できる表等での解説を求める。	P61の施策の体系については、第7期計画で掲げた施策の評価・検証、社会情勢の変化等を踏まえ、体系や個別施策の表題等を見直していますが、従来から掲げている施策については本計画においても基本的に継続されています。 このため、比較表等はお示しませんが、貴重なご意見として承ります。
5	第1章2 (2) 計画の期間 【P3】	西暦と元号の徹底を求める。	西暦と元号の併記に統一します。
6	第1章3 ②策定委員会での審議 【P4】	「観音寺市高齢者福祉計画等策定委員会」に関する情報提供を求める。	参考資料に情報を追加します。
7	第1章5 計画見直しにおける基本的な考え方 【P6～8】	各項目に番号表記を求める。	項目番号を追記します。
8	第1章5 《認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進》 【P7】	3段落目について理解しやすい文章への編集を求める。	該当箇所については、認知症施策推進大綱の表現を引用しているため、原案のとおりとします。
9	第2章1 (3) 要介護(要支援)認定者数の推移 【P12】	要介護(要支援)認定者の割合(認定率)が全国や香川県平均より低い水準で推移している理由の説明・解説を求める。	本市では、介護予防教室等の介護予防施策の充実や要介護(要支援)認定の適正化等を推進しており、これらの取り組みの効果が表れたと考えています。

10		介護度別の要介護(要支援)認定者について、全国や香川県平均と比べて、要支援1や要介護1の認定者の割合が高く、要介護2や要介護3の認定者の割合が低くなっている理由の説明・解説を求める。	高齢単身世帯や高齢者夫婦世帯の増加に伴い、調理や掃除等の生活支援を求める軽度者の割合が増加し、相対的に中度者の割合が低下しているものと思われます。
11	第2章2(1) 基本目標1 《地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進》 【P13】	(1) ① 「元気印のかんおんじ21 第2次ヘルスプラン 観音寺市健康増進計画及び食育推進計画」の推進 取り組み実施が「難しい状況」に関する詳述を求める。	記述内容を改めます。
12	第2章2(1) 基本目標1 《生きがいくくり・社会参加の促進》 【P15】	(1) ③ スポーツ・レクリエーション活動の普及促進 「ニュースポーツ」に関する説明・解説を求める。	「ニュースポーツ」とは、ルールが易しく、子どもから高齢者まで年齢や体力差に関係なく、だれもが、いつでも、どこでも、気軽に楽しめるスポーツのことです。
13	第2章2(1) 基本目標2 《地域包括ケアシステムの深化・推進》 【P19】	(1) ④ 地域ケア(推進)会議の充実 「第2層協議体」に関する説明・解説を求める。	「第2層協議体」とは、身近な地域(観音寺市では小学校区程度13ヵ所)で助け合いの仕組みを作るために、地域住民が主体的に地域資源の情報を集めたり、課題の解決策を話し合う場のことです。
14	第2章2(1) 基本目標2 《地域包括ケアシステムの深化・推進》 【P20】	(2) ① 「見守り」体制の整備 「介護予防サポーター」及び「認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業」に関する説明・解説を求める。	「介護予防サポーター」とは、介護予防の意義や知識の普及、高齢者への声掛けや見守り、市が行う介護予防事業の手伝い等を行うボランティアのことです。 「認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク」とは、P20で説明しているとおり、認知症等に

			より徘徊のおそれのある高齢者が行方不明となった場合に、関係機関の協力を得て、早期発見を目指すものです。
15	第2章2(1) 基本目標2 《地域包括ケアシステムの深化・推進》 【P21】	(3) ③ 在宅医療と介護の連携強化 「在宅医療・介護連携推進協議会」及び「社会資源情報サイト」に関する説明・解説を求める。	「在宅医療・介護連携推進協議会」とは、医療及び介護を必要とする人が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、医療や介護の関係者、有識者等で構成されるメンバーで連携や相談支援体制等について協議するために設置された会のことです。 「社会資源情報サイト」とは、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、医療や介護、生活支援サービス等の資源情報を市のホームページ上に公開しているサイトのことです。
16	第2章2(1) 基本目標2 《高齢者にやさしいまちづくりの推進》 【P26】	(2) ② 災害時の支援体制の充実 「避難行動要支援者」及び「避難行動要支援者管理システム」に関する説明・解説を求める。	「避難行動要支援者」とは、災害時に自力で避難することが困難で、特に支援を必要とする高齢者や障がいがある人等を指します。 「避難行動要支援者管理システム」は、避難行動要支援者の情報を登録・管理しているシステムです。
17	第2章2(1) 基本目標3 《介護保険事業の充実》 【P27】	(2) ① 介護予防・日常生活支援総合事業 「有償ボランティア」に関する説明・解説を求める。	ここで言う「有償ボランティア」とは、市が実施する生活支援ボランティア養成講座を受講した人が、要支援認定者等に生活支援サービス（買物やゴミ出し等）を提供し、安価な謝礼を受け取るものです。

18	第2章2(1) 基本目標3 《介護保険事業 の充実》 【P27】	(2)③ 任意事業 「認定調査員」の資格などに 関する説明・解説を求める。	認定調査員は、市町村職員や介護支援専門員、保健・医療・福祉に関する専門的知識を有する者等で、都道府県が行う認定調査員研修を修了した者であることが要件とされています。
19	第2章2(2) ① 介護保険サービス受給者の 状況 【P30～31】	高齢者人口は増加傾向にある 中、介護保険サービスの受給 者数が近年横ばい状況にある 理由の説明・解説を求める。	高齢者人口及び要介護（要支援）認定者数は増加傾向で推移していますが、本市では、介護保険サービス受給者の自立に資する適切なサービスが提供されるよう、介護支援専門員の資質向上の機会の充実等に取り組んでおり、こうした取り組みによりサービス受給者数の増加が抑えられているものと思われます。
20		サービス受給者の割合（受給率）が香川県平均や全国平均より低い水準となっている理由の説明・解説を求める。	No. 9 でお示ししたとおり、本市の認定率は全国・香川県平均と比較して低い状況であるため、要介護（要支援）認定者が利用するサービスの受給率も全国・香川県平均と比較して低い水準となっています。 また、No. 19 でお示ししたとおり、適切な介護サービスの提供に資する各施策の効果が表れたと考えています。
21		サービス受給者の割合（受給率）が減少傾向から増加傾向に変化している理由の説明・解説を求める。	サービス受給者数は横ばいで推移していますが、第1号被保険者数は令和元年度から減少に転じているため、受給率として見た場合は上昇しています。
22	第4章 施策の展開 【P61】	P27～28 の施策体系 (3) 介護保険サービスの質の 確保・向上	No. 4 でもお示ししたとおり、本計画の策定に当たり、施策の体系や個別施策の表題等を見

		<p>①利用者への苦情等への対応</p> <p>②事業者の質の向上</p> <p>③保険者機能の強化</p> <p>上記施策が第8期計画の施策の体系に含まれていない理由の説明・解説を求める。</p>	<p>直しており、ご指摘の施策はP83の(1)介護保険サービスの充実に位置づけています。</p> <p>しかしながら、P61の施策の体系の表記に一部誤りがありましたので、以下のとおり修正します。</p> <p>基本目標3</p> <p>2 介護保険制度の円滑な運営</p> <p>(1) ⇒ 削除</p> <p>(2) ⇒ (1)</p> <p>(3) ⇒ (2)</p>
23	その他	パブリック・コメント実施時期の集中緩和・分散実施について真剣な検討を要望する。	貴重なご意見として検討します。

【連絡先】

住 所：〒768-8601

観音寺市坂本町一丁目1番1号

担 当：健康福祉部高齢介護課介護保険係

電 話：0875-23-3968

F A X：0875-23-3993

E-mail：koureikaigo@city.kanonji.lg.jp